

茨城県と国立大学法人茨城大学との連携に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と国立大学法人茨城大学（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍、発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある、個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 相互の人的、物的及び学術的資源の活用に関すること。
- (2) 地域社会で活躍する人材の育成に関すること。
- (3) 甲と乙が共同して実施する事業の企画、運営に関すること。
- (4) その他甲と乙の連携を推進するために必要な事項に関すること。

（連携推進委員会）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進委員会を置くこととする。
2 連携推進委員会の構成及び運営に関する事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙の代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年11月26日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

茨城県知事 橋本 昌

茨城県水戸市文京2丁目1番1号

乙

国立大学法人茨城大学長 池田 幸雄